

会 議 録

会議の名称	第1回小学校等閉校後施設活用検討委員会（鴨川小学校等）
開催日時	令和6年8月9日（金曜日） 午後7時から午後8時20分まで
開催場所	加東市役所 3階 301会議室
<p>【出席した委員の職名及び氏名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鴨川地区代表区長（上鴨川区長） 大畑 康洋 ・上鴨川副区長 大畑 博之 ・上鴨川体育協力委員 藤井 哲夫 ・下鴨川区長 藤浦 克昭 ・下鴨川住民 西嶋 孝夫 ・下鴨川役員 坂本 学 ・平木区長 永井 正彦 ・平木副区長 吉田 和義 ・平木顧問 神田 耕司 	
<p>【出席した事務局職員の職名及び氏名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育振興部教育総務課長 西山 英希 ・教育振興部教育総務副課長 堅田 美佳 ・市民協働部人権協働課長 小坂 淳子 ・総務財政部管財課長 尾崎 佳美 ・総務財政部管財課財産管理係長 田中 順也 	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p><u>1 議題等</u></p> <p>協議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">地域における閉校後の鴨川小学校及び統合後の鴨川保育園の施設及び跡地の活用方法の検討</p> <p><u>2 資料名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回小学校等閉校後施設活用検討委員会（鴨川小学校等）…資料1 ・鴨川小学校等の施設及び跡地の活用について …資料2 	

- ・社地域小学校施設及び跡地に係る活用希望とりまとめ【鴨川小学校・鴨川保育園】…資料3

3 会議の経過

- (1) 開会
- (2) 委員・事務局自己紹介
- (3) 委員会の設置目的及び組織体制
- (4) 鴨川小学校等の現状等
 - ①施設の現状
 - ②施設及び跡地活用における市の方針及びスケジュール
 - ③地域の活用希望案
 - ④サウンディング調査結果
- (5) 施設及び跡地の活用方法の検討
- (6) 閉会

4 会議内容

令和7年3月末に閉校する社地域の小学校等の施設及び跡地（以下「施設及び跡地」という。）の活用方法については、市、地域及び民間事業者の活用希望を踏まえた上で、最終的に市が、市及び市民にとってよりよい活用方法を決定する。

(1) 委員会の設置目的及び組織体制

閉校後の鴨川小学校及び統合後の鴨川保育園の施設及び跡地における地域での活用希望の有無及び活用する場合、具体的な活用方法について検討するため、委員会を設置する。委員は、鴨川小学校区の区長、副区長、地区役員等で構成する。会議の形態について委員で協議した結果、委員相互が自由に意見を発言できる意見交換会にし、司会進行は事務局である市が行う。

(2) 鴨川小学校及び鴨川保育園の現状等

① 老朽度

鴨川小学校は建築から約40年が経過しており、閉校後に活用するには、設備更新を含む長寿命化改修が必要である。また、鴨川保育園については建築から約40年が経過しており、活用する場合は老朽度調査の必要がある。

② 維持管理経費

現在の鴨川小学校及び鴨川保育園の維持管理経費は、借地料を除いて小学校では年間約468万円、保育園では約71万円となる。この費用はあくまで小学校や保育園として利用する場合の費用で、施設をどう活用するかによって維持管理経費は変わってくる。なお鴨川小学校・保育園は合併浄化槽があるためその管理費が含まれている。

③ その他

ア 都市計画法

都市計画法で定める都市計画区域としては、都市計画区域外となるので規制はない。

イ 防災

鴨川小学校、鴨川保育園とも一部土砂災害警戒区域内にあるため、指定避難所に指定されていない。指定避難所は、上鴨川多目的集会施設等の4施設が指定されている。

(3) 市の方針及びスケジュール

① 市の方針

社地域小学校等の施設及び跡地の活用における市の方針は2つ。

ア 必要な施設のみ活用し、それ以外は処分

社地域小中一貫校建設で有利な借金を借りるためには閉校後に活用できる施設の延床面積は約7,800㎡未満である。この条件をクリアできない場合、現時点で市の支出が19億5,000万円増える。

イ 地域で活用しない場合、所有者に返却

鴨川小学校等は借地であるため、地域での活用を検討し、活用しない場合は、施設を解体撤去後、土地は所有者に返却する。地域で活用する場合も地権者との協議が必要となる。

現時点で、市は1施設（給食センター）の活用を検討中であるが候補地等は未定。

② スケジュール

現時点での全体のスケジュールは、令和7年6月を目途に地域や民間事業者と協議等を行い、それらを基に市が跡地等活用案（素案）を作成する。作成した跡地等活用案（素案）を基に地域、民間事業者と協議後、令和8年3月までに市が跡地等活用案（最終案）を作成する。そして地域や議会に跡地活用案（最終案）について説明し、令和8年9月に跡地等活用方法を決定する。決定した活用方法に基づき、令和9年度から解体改修工事や譲渡、売却の手続きを実施する。跡地の活用は令和12年4月以降から開始する。

③ 施設の維持管理費

施設の維持管理費は、公共施設として活用する場合は市が負担するが、地域が活用する場合は地域が負担する。

④ 地域の活用希望案

それぞれの地域から活用希望案を出していただいたが、地域コミュニティ施設や避難所としての活用希望が多かった。

鴨川小学校の地域の活用希望案では、地域としては地域コミュニティ施設、商業施設、不登校児童との交流施設。団体からは踊りの練習や太鼓の

練習、保管。個人からは、不登校の子と親が集う場所、特産物の販売、コミュニティ複合施設、起業家・人材育成や移住者支援、地域資源価値創造事業などの活用の提案があった。

鴨川保育園の活用希望は無し。

⑤ サウンディング調査

サウンディング型市場調査とは、市有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について、民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査のことで、令和5年8月から9月にこの調査を実施し、全体で計5者から提案があったが、鴨川小学校及び鴨川保育園については提案がなかった。

(4) 活用方法の検討

施設の現状等説明内容を踏まえ、地域における活用方法を検討する。地域や個人から提出してもらった活用希望案を基に①活用方法、活用頻度、②実施体制、③維持管理費の3つについて、検討していく方法を進める。

(5) 施設及び跡地の活用方法についての検討（各委員の意見）

委員：サウンディング調査で、鴨川小学校は無いが他校はあったのか。

市：社小学校は住宅用地、福田小学校はスポーツ施設及び道の駅、三草小学校は茶園を活用した事業と福祉事業所、米田こども園はデジタル関連の施設として提案があり、結果は市のホームページで掲載している。

委員：昨年、鴨川地域として、活用案を提出した。維持費用をおよそ500万円と試算していたが、現実問題、地域で活用は困難。市が管理したり、民間事業者が管理するのであれば、地域として活用したい。

市：市が管理する場合、特定の地域だけが使用できる施設はできない。現時点では鴨川小学校を市が活用する予定はない。

委員：人も減ってくる中、鴨川地域において活用は困難。負の遺産として残るのでは。地域が約500万円で維持管理するのは無理。

市：記載している金額は、あくまで学校として使用している今の経費で、使い方が異なれば変わるが、維持していく経費をどう賄うかも含めて協議いただきたい。

委員：市が活用する予定が無く管理しないのであれば、やはり地域として管理は困難。

市：市で活用の予定は無いことはどの地域にも同様に説明している。地域での活用希望を検討していただくため委員会を開催しているが、公共施設として市で残してほしいという要望であれば受付する。

委員：3地区で何か場を持つ時は、既存の施設を持ち回りで使用するなどす

れば良いのでは。大きな施設は無くてもよいと考える。

市：施設を残してほしいと言う地域もある。今言われたように地域の運営の在り方を考えていただく機会としていただくのも良いと考える。

委員：大きな施設は必要無いが、和室だけ残すなど、まず地域で検討するための意見を聞くなどが必要ではないか。

委員：スケジュールでは来年6月まで検討の時期とされているが、次回の会議の開催等については他地域の状況など踏まえ開催を考えるのが良いのでは。先ほどから言っているように市が管理しないのであれば議論の余地はないが、他地域の進捗状況を聞くような会議を開催するのは意味があるかと思う。

市：参考として、他地域の検討会の状況ですが、社小学校は、避難所及び地域コミュニティ施設は必要であるが、市街化区域のため、住宅用地として売却し、新しい住民が増えて地域が活性化する方がいいということで、最終的に地域による活用希望はないというご意見です。

三草小学校は、高齢化により、シニアクラブなどの継続やクリーンキャンペーンなどの地域活動の維持や運営が難しい状況で、新たな施設の維持管理はできないため、活用希望はないというご意見です。ただし、スポーツ少年団の活動場所は確保してほしい。また、民間事業者売却する場合は、持続可能かつ周辺地域に対して理解のある事業者売却し、協定等で災害時に非難所として活用できるようにしてほしいとのご要望は聞いています。

米田小学校の検討会はまだ開催していません。

なお、学校施設を目的外使用されている団体については、説明会を開催し、現状や今後の使い方の説明と、学校がなくなった場合に社会体育施設や社学園等に移動いただくようご説明する予定です。なお、他の施設に移動できない場合もあるため、暫定的措置としてそのまま学校を活用できるよう調整を進める予定です。

委員：令和12年3月までは建物は閉鎖するとしてもグラウンドなどはあると思うが。

市：急に民間への売却する方針が決定する場合もあるため、事前に新たな活動場所を見つけていただく必要があるため団体等と調整して進める。

委員：土地の借地はいつまでと考えているのか。

市：建物がある間は借地契約が続き、返却する場合は解体等が終了した後となる。なお、資料に記載のスケジュールはあくまで現時点のスケジュールで、今の時点で住宅の需要があっても5年後にあるかは不明なため、先に売却を決定する場合も考えないといけない中で、スケジュール

がこのままとは限らない。

少子高齢化などで市の収入が減っていき医療費や介護費が増えていく中、施設の維持にお金を費やすか、事業にお金を費やすのかとなる時、本当に必要な施設を残してそれ以外は処分するというのが基本的な考え方です。現時点で残すのは1施設で、それ以外は処分します。処分の方法は解体撤去だけでなく、民間事業者への売却等もあります。公共施設とする場合は、残すか残さないかは市が決定する。地域で活用する意見が出た地区に比べると公共施設で残してほしいという希望の地域は優先順位が下がりますが、意見を出していただいて結構です。

一旦、各地区の会議等でご意見を聞いていただき、再度会議を開催することもできるので、後日、開催日を決定いただいても結構です。

なお、市の施設で1施設、活用を検討しているものは学校給食センターです。現在の建物の土地は借地で、施設の老朽化も含めて今後、建て替えや移転が必要と考えている。新しい用地は費用がかかるため、閉校する学校で適地を検討できればと考えているが、給食センターは配送があるため、位置的な条件や、地域の検討委員会の意見等も踏まえ検討する予定。位置的条件と借地という点から、鴨川小学校は適地としては難しいと考える。

今後、改めて地区に意見を持ち帰って再度協議するのが良いか。

委員：地区に持ち帰ったとしても、残してほしいが具体的な理由や活用方法の案の意見はほとんどなく、今提出している活用希望以上のものはできないかと思われる。

市：公共施設として残すという形のとりまとめは考えられているか。

委員：公共施設として残してほしいという気持ちはある。地域の運動会を別の場所で開催することもできるが、学校が残ればそこで開催したいし、地域コミュニティの場として残してほしいという意見はある。鴨川地域のコミュニティだけではもったいので、地域以外の人もキャンプなどでも使ってもらったらいいと思う。

市：公共施設であれば優先順位は下がり残すかどうかは市の判断となるが、それでも良ければ公共施設としての活用案を提出いただければと思います。

委員：市は地域の総意をまとめてくださいということですね。

市：委員会の目的は地域の活用方法をまとめていただくことです。他の地域の活用案と、民間の活用案も踏まえ検討し、最終的に市と地域にとって一番いい活用方法を考えいくための会議です。地域の思いをお伺いしたい。検討いただくうえで、資料に記載の、活用方法、活用頻度、実施体制、維持管理経費をどうするか考えていただきたい。

委員：当初提出している資料は、30代、40代、高齢者の方などいろんな意見を聞いて作成している。これ以上はもう言いようがない。

市：鴨川地域は、団体等に聞いていただいた意見が提出されていますが、個々の意見を聞いてもまとまらないため、地域ごとに委員会で最終案を取りまとめている。

委員：最後に一言、市としての提案が出てこないが、昔、四国のお遍路の場所で、鴨川と変わらないくらいの人数の地域で、廃校になった学校を活用した宿泊施設があった。17、18年前から鴨川小学校もゆくゆくは廃校になるだろうから、同じような宿泊施設や市営住宅などに活用できないか色々考えてきた。何とか活用できないか考えてきたが、地域にそこまでの元気もなく廃校しかないかという思いもある。

委員：今回取りまとめが難しそうですので、改めて会議を開催したいと思います。次回会議の開催にあたっては、10月から11月頃を目途に、開催時期を調整させていただきます。

【第1回委員会まとめ】

人的にも費用的にも、地域で管理していくのは難しい。公共施設等で残るのであれば地域で活用したい。次回は稲刈り後の10月から11月頃に会議を開催し、協議を予定。